

# 舞子台病院 医療安全管理指針

## 【基本理念】

我々、医療従事者には、診療にあたって患者の健康や生命を損なうような予期しない状況や、望ましくない事態を未然に防ぎ、患者の安全を確保するための不断の努力が求められている。そして人間は、エラーを犯しいつでも事故は起こり得るということを前提に事故防止についての安全に関する基準や職員の認識が高められるための教育システムを整え、医療事故というかたちで患者に実害を及ぼすことのないような仕組みを院内に構築する必要がある。

本指針は、このような考え方をもとにそれぞれの職員の個人レベルでの事故防止と病院全体の組織的な事故防止対策の二つの対策を推し進めることによって医療事故の発生を未然に防ぎ患者が安心して適切な医療を受けられる環境を整えることを目標とする。

本院においては、病院長のリーダーシップのもと全職員がそれぞれの立場からこの問題に取り組み、患者の安全を確保しつつ必要な医療を提供していくために全職員の積極的な取り組みを要請する。

## 【組織及び体制】

医療安全管理者は、必要な知識及び技能を有する職員であり病院長の氏名により本院全体の医療安全管理を中心的に担当する者とする。

本院における医療安全対策と患者の安全確保を推進するために、本指針に基づき本院に以下の役職及び組織等を設置する。

- ①医療安全管理者
- ②医療安全管理部門
- ③医療安全委員会（その他関連委員会）
- ④医療に係る安全確保を目的とした報告システム
- ⑤医療に係る安全管理のための研修

## 【関連委員会】

医療安全に関する関連委員会として、以下の委員会との連携を図る

- ①感染対策委員会
- ②医療ガス委員会
- ③薬事委員会
- ④医薬品安全管理委員会
- ⑤輸血療法委員会
- ⑥褥瘡委員会
- ⑦接遇委員会
- ⑧院内教育委員会